

## 令和5年第6回 邑南町議会定例会（第5日目）会議録

1. 招集年月日 令和5年9月4日（令和5年8月28日告示）  
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場  
 3. 開 議 令和5年9月15日（金） 午前9時30分  
 閉会 午前10時51分

4. 応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	奈須 正宜	2番	鍵本 亜紀	3番	野田 佳文	4番	日高八重美
5番	瀧田 均	6番	平野 一成	7番	和田 文雄	8番	宮田 博
9番	漆谷 光夫	10番	大屋 光宏	11番	中村 昌史	12番	辰田 直久
13番	石橋 純二						

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 13名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	奈須 正宜	2番	鍵本 亜紀	3番	野田 佳文	4番	日高八重美
5番	瀧田 均	6番	平野 一成	7番	和田 文雄	8番	宮田 博
9番	漆谷 光夫	10番	大屋 光宏	11番	中村 昌史	12番	辰田 直久
13番	石橋 純二						

7. 欠席議員 なし

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	石橋 良治	副町長	日高 輝和	総務課長	大賀 定
情報みらい創造課 課長補佐	新井 紀弘	地域みらい課長	田村 哲	財務課長	三上 和彦
町民課長	秋田 敏子	医療福祉政策課長	小笠原誠治	産業支援課長	白須 寿
建設課長	上田 修	水道課長	沖野 弘輝	保健課長	坂本 晶子
羽須美支所長	三上 徹	瑞穂支所長	三浦 康孝		
教育長	大橋 覚	学びのまち総務課長	植田 啓司	学びのまち推進課長	高瀬 満晃
監査委員	森脇 義博				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局調整監 植田 靖子

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏名	議席	氏名
1番	奈須 正宜	2番	鍵本 亜紀

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

## 令和5年第6回邑南町議会定例会議事日程（第5号）

令和5年9月15日（金）午前9時30分開議

### 開議宣告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設を求める  
請願について
- 日程第3 陳情第2号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を  
政府に送付することを求める陳情について
- 日程第4 陳情第3号 森林環境譲与税の譲与基準見直しを求める陳情について
- 日程第5 認定第1号 令和4年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 令和4年度邑南町国民健康保険事業特別会計  
歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第3号 令和4年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計  
歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第4号 令和4年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計  
歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第5号 令和4年度邑南町下水道事業特別会計  
歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第6号 令和4年度邑南町電気通信事業特別会計  
歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第7号 令和4年度邑南町水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第58号 邑南町情報通信施設条例の一部改正について
- 日程第13 議案第59号 邑南町研修施設条例の一部改正について
- 日程第14 議案第60号 邑南町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

- 日程第 15 議案第 61 号 邑南町下水道使用料条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 62 号 邑南町生活排水処理施設使用料条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 63 号 令和 5 年度邑南町一般会計補正予算第 5 号について
- 日程第 18 議案第 64 号 令和 5 年度邑南町国民健康保険事業特別会計  
補正予算第 2 号について
- 日程第 19 議案第 65 号 令和 5 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計  
補正予算第 2 号について
- 日程第 20 議案第 66 号 令和 5 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計  
補正予算第 1 号について
- 日程第 21 議案第 67 号 令和 5 年度邑南町下水道事業特別会計  
補正予算第 2 号について
- 日程第 22 議案第 68 号 令和 5 年度邑南町電気通信事業特別会計  
補正予算第 1 号について
- 日程第 23 議案第 69 号 令和 5 年度邑南町水道事業会計  
補正予算第 1 号について
- 日程第 24 議案第 70 号 令和 5 年度邑南町一般会計補正予算第 6 号について
- 日程第 25 議案第 71 号 令和 5 年度邑南町電気通信事業特別会計  
補正予算第 2 号について
- 日程第 26 閉会中の継続審査または継続調査の付託について
- 日程第 27 議員派遣について

## 令和5年第6回邑南町議会定例会議事日程（第5号の追加1）

令和5年9月15日（金）

- 追加日程第1 発委第7号 加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設を求める  
意見書の提出について
- 追加日程第2 発委第8号 森林環境譲与税の譲与基準見直しを求める  
意見書の提出について



言がありました。発言の取消しと会議録からの削除を許可することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、発言の取消しと会議録からの削除を許可することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 1 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第1。会議録署名議員の指名をいたします。1番奈須議員。2番鍵本議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 2 請願第 1 号 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第2。請願第1号加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設を求める請願についてを議題といたします。令和4年第3回邑南町議会定例会において、請願第1号加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設を求める請願が総務教民常任委員会に付託されております。請願第1号の審査結果について、委員長の報告を求めます。

●平野総務教民常任委員会委員長(平野一成) 議長、6番。

●石橋議長(石橋純二) はい、平野総務教民常任委員会委員長。

(平野総務教民常任委員会委員長登壇)

●平野総務教民常任委員会委員長(平野一成) 請願審査につきまして、委員会の報告をさせていただきます。令和5年9月15日。邑南町議会議長、石橋純二様。総務教民常任委員会委員長、平野一成。請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第93条第1項の規定により報告します。記。請願審査報告について。受理番号、請願第1号。付託年月日、令和4年

6月6日。件名、加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設を求める請願。審査結果は採択でございます。委員会の意見でございますが、この請願は島根県新日本婦人の会邑智支部、支部長石橋由岐子氏より、令和4年5月13日に提出されたものである。令和4年6月議会において当委員会に付託をされ、以来本年6月議会まで議論を重ねてきた。その間採択すべきという意見と、請願の願意については理解するが行政の福祉施策の観点で言えばより総合的な視野を持って取り組むべきであり、加齢性難聴者に限定した審査だけでは十分とは言えないという意見もありました。委員会として結論を得るに至らず、継続して審議を重ねてきたところである。今委員会で審議をした結果、請願者に対し継続審査を続けるのは議会委員会としていかがなものかという意見もあり、この請願の願意そのものについては賛成であることを確認しました。請願内容以外の障がい者等への福祉施策の課題については委員会運営の中で議論を進め、町に対して福祉施策を求めていくことで合意に達しこの請願については採択することに全員の賛同を得た。措置でございます。願意に沿って請願書を町長に送付するとともに、町の福祉施策の中で請願にある点以外の諸々の福祉課題についても助成制度を求めていく。また、国に対しては加齢性難聴者補聴器導入に助成制度を創設するよう意見書を送付する。以上でございます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で委員長報告は終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。

（平野総務教民常任委員会委員長降壇）

●石橋議長（石橋純二） これより討論に入ります。本件に対する委員長の報告は、採択です。したがって討論は、原案である請願第1号に対する反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。本件に対する委員長報告は採択とすべきものであります。請願第1号加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設を求める請願について、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、請願第1号加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設を求める請願につきましては、採択とすることに決定しました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第3 陳情第2号 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第3。陳情第2号インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情についてを議題といたします。令和5年第4回邑南町議会定例会において、陳情第2号インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情が、産業建設常任委員会に付託されております。陳情第2号の審査結果について委員長の報告を求めます。

●瀧田産業建設常任委員会委員長(瀧田均) 議長、5番。

●石橋議長(石橋純二) 瀧田産業建設常任委員会委員長。

(瀧田産業建設常任委員会委員長登壇)

●瀧田産業建設常任委員会委員長(瀧田均) 陳情審査報告をいたします。令和5年9月15日。邑南町議会議長、石橋純二様。産業建設常任委員会委員長、瀧田均。陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第93条第1項の規定により報告します。記。陳情審査報告について。受理番号 陳情第2号。付託年月日、令和5年6月5日。件名、インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情。審査結果不採択。委員会の意見。この陳情は、江津民主商工会、会長野津克朗氏から提出されたもので、インボイス制度が実施されれば消費税の免税事業者への新たな税負担や過酷な実務負担が



押し付けられ小規模事業者の取引排除が広がる可能性があり、地域経済はますます疲弊することの懸念があると述べられています。インボイス制度は税率変更を伴わない消費税の増税策とも解釈され、この制度が始まればコロナ禍や物価高から事業の維持再建を図ろうとしている中小企業やフリーランスに大きな足かせになるとし、インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求めるものであります。6月議会で継続審査とした陳情であり今9月定例会で再度の継続審査とすべきではないとの大半の意見を踏まえ意見集約した結果、制度の開始が10月1日から始まることが決定した中で意見書を提出する整合性があるのか疑問があるとし、実施後の世論の動向を注視し今後の対応を判断するべきとの意見が大半を占めたことから、委員会としてこの陳情は不採択と決したものであります。以上です。

●石橋議長（石橋純二） 以上で委員長報告は終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

●日高議員（日高八重美） 議長、4番。

●石橋議長（石橋純二） はい。4番日高議員。

●日高議員（日高八重美） 今回の御報告の中の確認なんですけど、継続審査にすべきでないという理由をもう一度お願いします。

●瀧田産業建設常任委員長（瀧田均） 6月議会から3か月をたって今議会でまた継続議会にして12月議会そこで結論が出るかどうかわかりませんが、この議題を長く先送りにするという事は陳情された方に対して誠意をもって対応してないと思われてはよくないという判断をし、この9月定例会で結論を出していこうという話し合いをした結果です。

●石橋議長（石橋純二） ほかにありませんか。無いようですので質疑を終わります。

（瀧田産業建設常任委員会委員長降壇）

●石橋議長（石橋純二） これより討論に入ります。本件に対する委員長の報告は、不採択です。したがって討論は、原案である陳情第2号に対する賛成討論から始

め、反対討論、賛成討論と交互に行います。はじめに賛成討論はありませんか。

●日高議員（日高八重美） 議長、4番。

●石橋議長（石橋純二） 4番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 失礼します。まずは私の準備不足で原稿を手元に置いてありません。このインボイス制度については10月から開始されるということで、継続審査も6月議会から12月までは誠意が無いんじゃないかというようなお話でしたけども、今このインボイス制度そのものが中小企業とかフリーランスの皆さんとか、本当に大変な負担を強いる制度であるという点では変わりありません。期限も10月からということにはなっていますが今世論では延期を求める声が大きく広がっています。是非ともこの請願者の思いどおり採択していただきたく思っていました。残念ながら不採択ということではありますが、私は原案に対しては賛成すべきではないかと思っています。以上です。

●石橋議長（石橋純二） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありませんか」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。本件に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。したがって原案について採決をいたします。請願第2号インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） はい、賛成少数。したがって、請願第2号インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情については、不採択とすることに決定しました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第4 陳情第3号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第4。陳情第3号森林環境譲与税の譲与基準見直しを求める陳情についてを議題といたします。本定例会において、陳情第3号森林環境譲与税の譲与基準見直しを求める陳情についてが、産業建設常任委員会に付託されております。陳情第3号の審査結果について委員長の報告を求めます。

●瀧田産業建設常任委員長（瀧田均） 議長、4番。

●石橋議長（石橋純二） 瀧田産業建設常任委員会委員長。

（瀧田産業建設常任委員会委員長登壇）

●瀧田産業建設常任委員長（瀧田均） 陳情審査報告をいたします。令和5年9月15日。邑南町議会議長、石橋純二様。産業建設常任委員会委員長、瀧田均。陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第93条第1項の規定により報告します。記。陳情審査報告について。受理番号、陳情第3号。付託年月日、令和5年9月4日。件名、森林環境譲与税の譲与基準見直しについての陳情。審査結果採択。委員会の意見。この陳情は、邑智郡森林組合、代表理事組合長植田淳氏から提出されたもので、今後とも山村地域の活性化のための貴重な財源である森林環境譲与税をより一層有効に活用し循環型林業を実現させていくために、地方自治法第99条の規定により、国会及び政府に対して森林環境譲与税の譲与基準見直しを求める意見書を提出することを求める陳情であります。森林環境譲与税は、総額の50%を私有林人工林面積、30%を人口、20%を林業就業者数に応じて配分され譲与されることから、森林面積が少ないにもかかわらず人口が多い大都市に対する配分額が多くなっているとの指摘があるほか、森林整備に使われずに基金に積み立てられているなどの問題も指摘されています。早急な整備を必要とする地方公共団体への適正な配分は重要であり、現在の配分基準では防災上の観点からも森林整備を促進する財源とされた趣旨を損なうことが懸念されています。国にお

いては森林環境譲与税の創設経緯や目的を再考し、森林整備をより効率的に推進するため広い森林を抱える地方公共団体への配分に重点化する方向で、譲与基準の見直しを求める内容となっています。委員会では陳情の趣旨は十分理解できるとし譲与基準の見直しを速やかに実施すべきとして、全会一致で採択と決し意見書を政府に提出することといたしました。措置。含意に沿い関係機関に意見書を提出することが適当である。以上です。

●石橋議長（石橋純二） 以上で委員長報告は終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。

（瀧田産業建設常任委員会委員長降壇）

●石橋議長（石橋純二） これより討論に入ります。本件に対する委員長の報告は、採択です。したがって討論は、原案である陳情第3号に対する反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。本件に対する委員長報告は採択とすべきものであります。陳情第3号森林環境譲与税の譲与基準見直しを求める陳情について、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、陳情第3号森林環境譲与税の譲与基準見直しを求める陳情については、採択とすることに決定しました。



( 日程第 5 認定第 1 号 )

●石橋議長 (石橋純二) 日程第 5。認定第 1 号令和 4 年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。これより討論に入ります。討論は反対討論から始め、賛成討論反対討論と交互に行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長 (石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長 (石橋純二) 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。認定第 1 号令和 4 年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長 (石橋純二) 全員賛成。したがって、認定第 1 号令和 4 年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。



( 日程第 6 認定第 2 号 )

●石橋議長 (石橋純二) 日程第 6。認定第 2 号令和 4 年度邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

●日高議員 (日高八重美) 議長、4 番。

●石橋議長 (石橋純二) 4 番、日高議員。

●日高議員 (日高八重美) 失礼します。認定第 2 号令和 4 年度邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。令和 4 年度の医療分の本算定では国保税は少し引き下げになりました。しかし、滞納額は 2, 4 2 4

万円余りあります。国民健康保険の加入の対象者の多くは、農業者や自営業者、非正規雇用の方が多く加入しています。国保料を払いたくても払えない人もいます。特に農業経営は、肥料や資材高騰の中で町や国の支援策があったとはいえ十分な価格転嫁もできず、いまだ経営が厳しい状況が続いています。コロナ禍で融資を受けた事業所はその返済が始まり、まだまだ厳しい経営状況から抜き出ていません。この中でも高い国保税を苦勞しながら払っている加入者やどうしても払えなかった加入者の実態を行政はきちんと調べて、みんなが払える国保税にもっと引下げすべきだったと思っています。以上で認定第2号についての反対討論といたします。御賛同よろしくお願ひいたします。

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。認定第2号令和4年度邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 賛成多数。したがって、認定第2号令和4年度邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第7 認定第3号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第7。認定第3号令和4年度邑南町国民健康保険直

営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。認定第3号令和4年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、認定第3号令和4年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第8 認定第4号 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第8。認定第4号令和4年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。認定第4号令和4年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、認定第4号令和4年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第9 認定第5号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第9。認定第5号令和4年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。認定第5号令和4年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、認定第5号令和4年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第10 認定第6号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第10。認定第6号令和4年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）



●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。認定第6号令和4年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、認定第6号令和4年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第11 認定第7号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第11。認定第7号令和4年度邑南町水道事業会計決算の認定についてを、議題といたします。これより、討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。認定第7号令和4年度邑南町水道事業会計決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、認定第7号令和4年度邑南町水道事業会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第12 議案第58号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第12。議案第58号邑南町情報通信施設条例の一部改正についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第58号邑南町情報通信施設条例の一部改正について、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第58号邑南町情報通信施設条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第13 議案第59号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第13。議案第59号邑南町研修施設条例の一部改正についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第59号邑南町研修施設条例の一部改正について、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第59号邑南町研修施設条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第14 議案第60号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第14。議案第60号邑南町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第60号邑南町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第60号邑南町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第15 議案第61号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第15。議案第61号邑南町下水道使用料条例の一部改正についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

●日高議員（日高八重美） 議長、4番。

●石橋議長（石橋純二） 4番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 失礼します。議案第61号邑南町下水道使用料条例の一部改正について、反対討論を行います。議案第61号は下水道使用料の値上げを行うものです。令和6年4月1日からの値上げは、まさに公営企業会計導入による既定路線そのものではありませんか。値上げ幅は現行の1.1倍に設定され年間約1,700万円の値上げです。加入世帯1戸当たり年間4,300円の負担になります。下水道事業は快適な暮らしや良好な水の環境を保つための事業であり、生活にはかせず節約をしたり使わないという選択肢はありません。物価高騰がいつまで続くかわからない状況や、子育て世帯の給食費や学費などの教育費、コロナ禍で融資を受けた事業者はその返済でまだまだ厳しい生活状況です。弱者への配慮も必要ではありませんか。以上のことから下水道料金の値上げに反対いたします。御賛同よろしくお願いたします。

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 議案第61号邑南町下水道使用料条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。受益者負担の原則から下水道使用者が使用料を負担することは当然であり、下水道料金の算定においても使用者が負担すべき経費を明確にするとともに上下水道委員会の答申を受けての改定であり、手続上も問題はなく今回の下水道使用料の値上げは必要な措置であると考えます。値上げ幅についても、引き続き一般会計から法定外の操出金は必要となりますが、算定上40%の値上げが必要となることを実質10%に抑えた部分は評価すべきと思っています。下水道は水道と異なり区域外の住民に対しても町が合併浄化槽を設置することにより、全ての町民が希望すれば同じ負担で下水道を利用できることから、一般会計から法定外の操出を行うことについても住民間で不公平は生じないと思われま。以上のことから、下水道使用料の値上げは必要なことと認めますが公共料金の値上げは住民の経済状況が良くないときに行われるのが常であります。今回も資源価格の上昇等に伴う物価上昇により、生活費の負担感が増している中での下水道使用料の値上げです。住民生活に真摯に向き合い丁寧な説明を行うことを望み、本議案に賛成します。

●石橋議長（石橋純二） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第61号邑南町下水道使用料条例の一部改正について、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 賛成多数。したがって、議案第61号邑南町下水道使用料条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第16 議案第62号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第16。議案第62号邑南町生活排水処理施設使用料条例の一部改正についてを、議題といたします。これより、討論に入ります。反対討論はありませんか。

●日高議員（日高八重美） 議長、4番。

●石橋議長（石橋純二） 4番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 失礼します。議案第62号邑南町生活排水処理施設使用料条例の一部改正について、反対討論を行います。先ほど反対討論をした下水道使用料条例の関連です。議案第62号は生活排水処理施設使用料の値上げを行うものです。値上げ幅は現行の1.1倍に設定され年間約1,700万円の値上げになっています。生活排水処理施設は快適な暮らしや良好な水の環境を保つための事業であり、生活にはかかせず節約をしたり使わないという選択肢はありません。物価高騰がいつまで続くかわからない状況や子育て世帯の教育費などやコロナ高騰がいつまで続くかわからない状況、そういった中でまだまだ厳しい生活状況が続きます。コロナ禍で融

資を受けた事業所はその返済で大変な状況も生まれています。弱者への配慮も必要ではありませんか。以上のことから生活排水処理施設使用料も値上げに反対いたします。御賛同お願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第62号邑南町生活排水処理施設使用料条例の一部改正について、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 賛成多数。したがって、議案第62号邑南町生活排水処理施設使用料条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第17 議案第63号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第17。議案第63号令和5年度邑南町一般会計補正予算第5号についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第63号令和5年度邑南町一般会計補正予算第5号については、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第63号令和5年度邑南町一般会計補正予算第5号については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第18 議案第64号 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第18。議案第64号令和5年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第64号令和5年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号については、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第64号令和5年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第19 議案第65号 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第19。議案第65号令和5年度邑南町国民健康保

陰直営診療所事業特別会計補正予算第2号についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第65号令和5年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号についてに、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第65号令和5年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第20 議案第66号 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第20。議案第66号令和5年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第66号令和5年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号についてに、賛成の方の挙手を求めます。



●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第66号令和5年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第21 議案第67号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第21。議案第67号令和5年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第2号についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第67号令和5年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第2号については、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第67号令和5年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第2号については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第22 議案第68号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第22。議案第68号令和5年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第68号令和5年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第68号令和5年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第23 議案第69号 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第23。議案第69号令和5年度邑南町水道事業会計補正予算第1号についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第69号令和5年度邑南町水道事業会計補正予算第1号については、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第69号令和5年度邑南町水道事業会計補正予算第1号については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第24 議案第70号 [追加議案] )

●石橋議長(石橋純二) 日程第24。議案第70号令和5年度邑南町一般会計補

正予算第6号についてを、議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第70号の提案理由を御説明申し上げます。議案第70号令和5年度邑南町一般会計補正予算第6号は、歳入歳出それぞれ1,645万9,000円を追加するものでございます。詳細につきましては、財務課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上財務課長。

○三上財務課長（三上和彦） 令和5年度邑南町一般会計補正予算第6号について、御説明いたします。この度の補正は、7月28日の落雷によりいこいの村しまねが被災、8月21日の落雷により元気館及びおおなんケーブルテレビが被災したことによる、修繕料、工事請負費、電気通信事業特別会計繰出金の追加をするものでございます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,645万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億7,144万1,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しています。補正予算の内容を、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。4ページ5ページをお開きください。歳入でございます。18款繰入金2項基金繰入金は、1目財政調整基金繰入金1,645万9,000円を追加するものでございます。これにより補正後の財政調整基金残高は、8億8,403万8,000円となります。被災した設備等の共済金が確定していないため、先に一般財源を充てるものでございます。共済金確定後、改めて補正をさせていただきます。6ページ7ページをお開きください。歳出でございます。2款総務費1項総務管理費11目情報政策費は、002電気通信事業特別会計繰出金で落雷により被災した線路管理システム再構築費の半額の297万8,000円を追加するものでございます。7款商工費1項

商工費 3 目観光費は、0 1 0 いこいの村管理費で 1 0 節需用費は専用水道塩素注入装置、オイルタンク油面計の修繕料で、1 1 2 万 8, 0 0 0 円を追加をするものでございます。1 4 節工事請負費は、中央監視装置及び自動火災報知設備の維持工事費で 1, 1 4 9 万 5, 0 0 0 円を追加するものでございます。1 0 款教育費 4 項社会教育費 4 目社会教育施設費は、0 0 5 元気館運営費で 1 0 節需用費は太陽光発電システムパソコン修繕料で 8 5 万 8, 0 0 0 円を追加するものでございます。以上、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑の際はあらかじめ予算書のページ数を示して行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑はこれで終わります。これより議案の討論を行います。討論は反対討論から始め次に賛成討論をし、以下この順に交互に行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第 7 0 号令和 5 年度邑南町一般会計補正予算第 6 号について、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第 7 0 号令和 5 年度邑南町一般会計補正予算第 6 号については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 2 5 議案第 7 1 号 [追加議案] ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第25。議案第71号令和5年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号についてを、議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第71号の提案理由を御説明申し上げます。議案第71号令和5年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ595万6,000円を追加するものでございます。詳細につきましては、情報みらい創造課長補佐から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○新井情報みらい創造課長補佐（新井紀弘） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 新井情報みらい創造課長補佐。

○新井情報みらい創造課長補佐（新井紀弘） 令和5年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号について、説明いたします。この度の補正は、8月21日の落雷及び停電により故障したケーブルテレビの線路管理システム再構築のため、委託料を追加するものでございます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正ですが歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ595万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,395万6,000円とするものでございます。歳入歳出予算補正の款項区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しています。補正予算の内容を、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。4ページ5ページをお開きください。歳入でございます。6款繰入金1項基金繰入金1目電気通信事業基金繰入金は、297万8,000円の追加。2項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、297万8,000円を追加するものでございます。6ページ7ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費1項総務管理費1目電気通信事業一般管理費は、002施設維持費で12節委託料595万6,000円を追加するものでございます。これは線路管理システムの再構築のための委託料でございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるもの

でございます。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑の際はあらかじめ予算書のページ数を示して行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑はこれで終わります。これより議案の討論を行います。討論は反対討論から始め次に賛成討論をし、以下この順に交互に行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第71号令和5年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号について、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第71号令和5年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（追加日程 第5号の追加1の配布）

●石橋議長（石橋純二） ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午前10時40分とさせていただきます。

—— 午前 10時 31分 休憩 ——

（追加日程の第5号の追加1配布）

—— 午前 10時 40分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

( 日程の追加 議長発議 )

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。ここでお諮りをいたします。先ほど、総務教民常任委員会委員長から、発委第7号、加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設を求める意見書の提出について、及び、産業建設常任委員会委員長から、発委第8号、森林環境譲与税の譲与基準見直しを求める意見書の提出についてが、提出されました。これら2件を日程に追加し、発委第7号を追加日程第1として、発委第8号を追加日程第2として、順次議題にいたしたいと思っております。これに御異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、追加日程第1。発委第7号加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設を求める意見書の提出について、及び追加日程第2。発委第8号森林環境譲与税の譲与基準見直しを求める意見書の提出についてを日程に追加し、順次議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

( 追加日程第1 発委第7号 )

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第1。発委第7号加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設を求める意見書の提出についてを、議題といたします。提出者からの趣旨説明を求めます。

●平野総務教民常任委員会委員長（平野一成） 議長、6番。

●石橋議長（石橋純二） はい、平野総務教民常任委員会委員長。

(平野総務教民常任委員会委員長登壇)

●平野総務教民常任委員会委員長（平野一成） 発委第7号。令和5年9月15日。邑南町議会議長、石橋純二様。提出者、総務教民常任委員会委員長、平野一成。加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設を求める意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出します。提案理由でございますが、先ほどの請願審査報告書で報告をいたしましたとおりでございます。別紙にて御参照いただいて、御理解御確認をいただきたいと思っております。議員諸氏の賛同を求めるものであります。以上、よろしく申し上げます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で提出者からの説明は終了いたしました。ここで暫時休憩とさせていただきます。

—— 午前 10時 43分 休憩 ——

（ ただいま暫時休憩を取りましたので、この時間で意見書をお読みください。 ）

—— 午前 10時 44分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はありませんか。

（ 「ありません」 の声あり ）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。

（平野総務教民常任委員会委員長降壇）

●石橋議長（石橋純二） これより討論に入ります。討論は反対討論から始め次に賛成討論をし、以下この順に交互に行います。反対討論はありませんか。

（ 「ありません」 の声あり ）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」 の声あり ）



●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。発委第7号加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設を求める意見書の提出について、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、発委第7号加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設を求める意見書の提出については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（追加日程第2 発委第8号）

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第2。発委第8号森林環境譲与税の譲与基準見直しを求める意見書の提出についてを、議題といたします。提出者からの趣旨説明を求めます。

●瀧田産業建設常任委員会委員長（瀧田均） 議長、5番。

●石橋議長（石橋純二） はい、瀧田産業建設常任委員会委員長。

（瀧田産業建設常任委員会委員長登壇）

●瀧田産業建設常任委員会委員長（瀧田均） 発委第8号。令和5年9月15日。邑南町議会議長、石橋純二様。提出者、産業建設常任委員会委員長、瀧田均。森林環境譲与税の譲与基準見直しを求める意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出します。提案理由でございますけれども、先ほどの陳情審査報告書で報告をしたとおりでございます。別紙にて御参照いただいて、御理解御確認いただきますようお願い申し上げます。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

●石橋議長（石橋純二） 以上で提出者からの説明は終了いたしました。ここで暫時休憩とさせていただきます。

—— 午前 10時 47分 休憩 ——

( ただいま暫時休憩を取りましたので、この時間で意見書をお読みください。 )

—— 午前 10時 48分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

(瀧田産業建設常任委員会委員長降壇)

●石橋議長（石橋純二） これより討論に入ります。討論は反対討論から始め次に賛成討論をし、以下この順に交互に行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。発委第8号森林環境譲与税の譲与基準見直しを求める意見書の提出については、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、発委第8号森林環境譲与税の譲与基準見直しを求める意見書の提出については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第26 閉会中の継続調査の付託について )

●石橋議長（石橋純二） 日程第26。閉会中の継続調査の付託についてを、議題

といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申出のとおりこれを閉会中の継続調査に付することに、御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申出のとおり、これを閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 27 議員派遣 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第 27。議員派遣についてを、議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会会議規則第 126 条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣いたしたいと存じます。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配布のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

( 閉会宣告 )

●石橋議長(石橋純二) 以上で、本日の日程は全て終了しました。以上をもちまして本日の会議を閉じます。これをもちまして令和 5 年第 6 回邑南町議会定例会を閉会します。御苦勞様でした。

—— 午前 10時 51分 閉会 ——